

○豊浦町総合計画策定審議会条例

昭和43年12月2日

条例第22号

改正 昭和51年6月25日条例第18号

平成9年3月24日条例第2号

平成26年5月2日条例第12号

注 平成26年5月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき豊浦町総合計画策定審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため豊浦町総合計画策定審議会を置く。

(組織)

第3条 審議会は委員12名で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、町長が任命する。

- (1) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときには、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(平26条例12・一部改正)

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 豊浦町総合開発振興委員会条例(昭和28年条例第25号)は、廃止する。

附 則(昭和51年6月25日条例第18号)

この条例は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(平成9年3月24日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年5月2日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日より適用する。